

駒澤大学法曹研究会会則

(名称)

第1条 本会は駒澤大学法曹研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、駒澤大学法科大学院事務室に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の研究協力、法律学、法実務の研究教育及びその成果の発表を目的とする。

(事業)

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 機関誌等の発行
- (2) 研究会等の開催
- (3) 他の大学、学会、弁護士会及びその他の研究調査機関との交流
- (4) その他適当と認められる事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 本学法科大学院の専任教員（特任教員を含む。）
- (2) 準会員 正会員で構成する評議員会の承認を得た者

(会長)

第6条 会長は本法科大学院研究科長が兼ねる。

(評議員会)

第7条 評議員会の構成及び運営は、次のとおりとする。

- (1) 構成 評議員会は正会員で構成する。
- (2) 招集 会長が評議員会を招集する。
- (3) 運営 会長が評議員会の議事等を提案し、会を運営する。

(附則)

この会則は、平成17年1月19日から実施する。